

平成16年12月3日

1. 出席議員

1 番	徳 村 博 紀	12 番	岩 吉 泰 彦
2 番	伊 東 茂	13 番	井 手 常 道
3 番	福 井 正	14 番	青 木 幸 平
4 番	水 頭 喜 弘	15 番	中 村 清
5 番	橋 爪 敏	16 番	谷 口 良 隆
6 番	山 口 瑞 枝	17 番	中 島 邦 保
7 番	中 村 雄 一 郎	18 番	吉 田 正 明
8 番	橋 川 宏 彰	19 番	谷 川 清 太
9 番	森 田 峰 敏	20 番	松 尾 征 子
10 番	北 原 慎 也	21 番	中 西 裕 司
11 番	寺 山 富 子	22 番	小 池 幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 義 明
局 長 補 佐	坂 本 芳 正
管 理 係 長	迎 英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局長		安	富	弘	信

平成16年12月3日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 提出議案撤回の承認について
- （議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について
- 議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について
- 議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定数に関する協議について
- 議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- 議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について）
- 日程第5 意見書第9号 J R長崎本線の存続を求める意見書（案）

午後2時 開会

○議長（小池幸照君）

ただいまから平成16年鹿島市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に5番橋爪敏君、6番山口瑞枝君、7番中村雄一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日から12月22日までの20日間

といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は20日間と決定しました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の12月定例会に市長から報告2件、議案12件の提出がありました。報告事項及び議案番号、議案名はお手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成16年度7月分、8月分、9月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る9月の定例会において採択になりました意見書第6号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書、意見書第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書及び意見書第8号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書は、9月27日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

次に、10月29日付で市長から事件撤回請求書の提出がありました。件名についてはお手元に配付いたしております事件撤回請求書写しに記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

報告第6号、報告第7号及び議案第59号から議案第70号までの12議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

本日、ここに平成16年12月議会定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、まず初めに、11月14日に開催しました鹿島市制施行50周年記念事業「食のまつり」について、一言お礼を申し上げます。

「食のまつり」は、中心商店街生誕100周年事業と共同開催いたしました。

ナルトビエイを使った竜田揚げやキムチ鍋、発酵食品を使った数々の創作料理の試食やボランティアの方々手づくりのだご汁、焼きそば、焼肉が振る舞われました。また、神田川俊郎先生の料理指導等まさに「食のまつり」にふさわしいにぎわいで大いに盛り上がりました。

おかげをもちまして、4月から随時開催してまいりました50周年事業を無事締めくくることができました。御参加いただきました多くの市民やボランティアスタッフの皆様方の御支援、御協力に対し、深く感謝申し上げます、お礼の言葉といたします。

次に、鹿島市にとりまして、今まさに生き残りをかけた運動をしておりますJR長崎本線存続につきまして、さきの9月議会後の動きを御報告申し上げます。

新幹線長崎ルート建設計画に伴う並行在来線問題で、1996年以来8年ぶりに「ゼロから地元と丁寧に議論を積み重ねていきたい」と県から申し出がありました。これに対し、JR長崎本線存続期成会は、JR九州の経営による在来線存続が基本であることを同期成会の姿勢とし、協議を再開いたしました。

その後、私どもは、お互いを尊重し、誠意を持って丁寧かつ精力的に協議を進めてまいりました。

その内容は、新幹線長崎ルートの必要性について「新幹線ありきではなく、費用対効果、地元負担、並行在来線等の問題について議論し、それを県民に明らかにしていこう」というものでありました。

副知事との最初の会談から半年がたち、10月22日に3回目の会談を行いました。その内容は、「費用対効果の数字を県が責任をもって示し、それを県民に説明して、県全体で新幹線問題を考えていくべきである」と申し上げたのに対し、県は、「運賃や波及効果の対象範囲など不確定要素が多いことや国と県の試算結果が大きく食い違った場合混乱するなどとして、「国が近く公表する費用対効果の調査結果を待ち、県の算定にかえて期成会に説明したい」とのことで公表が見送られました。しかしながら、その後公表された国の調査結果は、長崎ルート全体の試算であり、佐賀県にとってどのような効果があるのか、あくまでも県内に限った費用対効果の説明を受けたいと思っております。

10月27日に、県は「並行在来線を経営分離し、第三セクターで運行する現行の方針のままでは沿線自治体の協議が進展しない」として、JRへ従来案の見直しを要請されましたが、JR側は、「即答できないが、検討する」とのことでした。

その後、11月5日にJRが県に回答し、その見直し案を持って副知事が来庁され、4回目の会談の中で説明がありました。JRが県に提示した回答は、「肥前山口から肥前鹿島までは、インフラ（鉄道施設）は佐賀県・長崎県が保有し、維持管理する。JR九州が特急とローカル列車を運行する。営業損失が出たら両県が責任を持って処理する。肥前鹿島から諫早までは、JR九州の経営から分離する。運営のあり方は、今後、両県と相談する」となっており、肥前山口から肥前鹿島までは「上下分離方式」で運行し、肥前鹿島から諫早まではJRから分離するというものであります。

今回の提案は、JRにとって、「これは譲歩できるぎりぎりの選択であり、これが最終案である」とされております。しかしながら、この案は、鹿島市だけが得をするような印象を

与え、期成会全体の結束を乱すようなことになるものであり、極めて不満に思っております。また、鹿島市は実際は得をするような案ではございません。このこともここで申し加えております。一見そういうふうな印象を与えると、こういう意味であります。また、今回の提案は我々にとってはいきなり結論を出すようなもので、私どもと県の話し合いが緒についたばかりのこのタイミングで、しかも新幹線問題を並行在来線のみの特化させるようなことを、到底受け入れられるものではありません。我々沿線自治体は、JRの経営で現状のままで存続を強く要望しているものであります。

この会談の中で、「このJR九州の見直し案を、ぜひ期成会に諮り、検討していただきたい」との県からの強い申し出がありましたので、「それでは私は期成会会長として会員の方々にこの案をおつなぎいたしましょう」と伝えまして、早速担当者に期成会の臨時総会を開催するように申しつけました。

県の要望を受け、11月15日に開催いたしました臨時総会には、今村代議士秘書の方を初め顧問の県議会議員の方々や会員である沿線自治体の町長、議長の方々には、公私とも大変お忙しい中御出席いただきました。会員からは「議論に値しない」「提案に具体性がない」「赤字はわかり切っている」といった発言があり、一斉にJR案への不満が出されました。その結果、期成会はJR案を受け入れず、引き続き現状のままで長崎本線存続を求めていくことを確認いたしました。

また、「新幹線反対を明確にすべきだ」という意見も出ましたが、私といたしましては、県は真摯に協議を続けていることを申し上げ、期成会が新幹線反対を打ち出すことを今回は見送りました。

臨時総会后、直ちに企画課長、企画課参事を県庁に出向かせまして、JRの見直し案に対して、「期成会として到底了承できるものではない」との見解を伝えました。

その後、JRの見直し案について、県から「期成会に対し、直接JR側からきちんと説明をさせたいので、その機会をつくっていただきたい」との申し出がありましたので、11月24日に「並行在来線に関するJR九州案」に対するJRからの直接の説明を受けることになった次第であります。

私は、期成会会長として冒頭に、「県からJR九州の説明を受けてくれとの申し出により、この機会を設けただけのことです」と申し上げております。JRや県からの説明に対して会員の皆様から、「新幹線建設が叫ばれたころからすると時代が大きく変わってきた」「自治体の財源不足は顕著である」「建設費負担は重い」「佐賀県として本当に新幹線が必要なのか議論不足」「JR九州の収支経営状況はどうか」「本当に時間短縮効果はあるのか」「三セクはどこを見ても赤字で廃業に追い込まれかねない」等さまざまな意見が出ておりました。我々は、唯一の高速交通機関であるJR長崎本線を存続していくことを、改めて確認する場になったと確信いたしております。

また、当日は、多くの皆様に傍聴していただきまして、大変心強く感じた次第であります。

政府・与党の申し合わせ事項の中に、地元同意が着工条件の一つとなっております。これは、地元には何らかの事情や意向があり、その地元の考えを尊重するという精神があつてのものと考えます。憲法の中に基本的人権の尊重がうたわれていますが、これと同様の意味で、「基本的地域権」（造語）というものがあると思っております。私たちの地域にもほかの地域と同じく発展・浮揚を図る権利を有しているはずです。自助努力が足りずに地域が廃れていくのは自分たちの責任ですが、ある政策によってその地域が廃れるようなことがあったら、それは、「基本的地域権」（造語）を侵したことになると思える次第であります。

今後とも、議会や市民の皆様方、JR長崎本線存続期成会関係各位の絶大なる御理解と御協力、御支援をたまりまして、極めて重大な局面を乗り越え、後世に悔いを残さないように努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、合併関連議案の撤回につきまして、開会日冒頭に御承認をお願いするものでございますが、これに対する私の考えと、このように至った経過につきまして、少し述べさせていただきます。

太良町の住民投票で僅差での合併反対という結果が出ましたが、太良町臨時議会では「鹿島市・太良町合併協議会からの離脱について」の議案を否決されました。その後、「太良町と鹿島市の合併を推進する町民会議」の方々は、「6月の住民投票は正確な情報が伝わらないままに実施された」として、8月いっぱい署名活動を一生懸命取り組まれました。そして、同会議は太良町議会議長へ町民 4,960人分の「太良町と鹿島市の合併を求める請願書」を提出し、また、太良町長へは町民 4,948人分の「太良町と鹿島市の合併を求める要望書」を提出されました。

しかし、合併関連議案は、6月議会に引き続き9月議会でも提案されませんでした。一方、太良町議会市町村合併特別委員会においては、「太良町と鹿島市の合併を求める請願書」を賛成8人、反対7人の賛成多数で採択されました。

太良町においてこのような動きがありましたので、鹿島市としても合併関連議案を継続審議といたしておりました。しかし、相手方が合併関連議案を提案されない以上は撤回をして、提案前の状況に戻し、時期を逸しないように新しい枠組みを模索することにいたしました次第であります。

現在、合併につきましては厳しい状況ではありますが、鹿島市の今後を考えると、合併はぜひ必要なことと認識いたしております。市民や議員の皆様方の御協力、御支援を賜り、合併実現を目指し、渾身の力を振り絞り、頑張っていく所存でございます。最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、報告2件、条例改正3件、補正予算5件、組合規約等の変更4件でございます。

初めに、報告第6号、報告第7号 専決処分事項の報告について一括して申し上げます。

これは、災害による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、議案第59号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、駅前駐車場の定期利用を廃止することに伴い条例を整備するものでございます。

次に、議案第60号 鹿島市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、キャンプ場施設の利用形態の変更に伴い条例を整備するものでございます。

次に、議案第61号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、都市公園法の一部改正に伴い条例を整備するものでございます。

次に、議案第62号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、知的障害者施設支援費、保育所運営経費などの福祉関係扶助費の増額を初め、台風18号の強風被害に伴う補修経費、国道拡張工事に伴う文化財保護事業などの教育関係経費を中心に、補助事業等の事業決定に伴っての増減調整を行っております。

それでは、補正の概要について申し上げます。

今回の補正は、予算総額に221,937千円を追加し、予算の総額を12,089,784千円といたすものでございます。

歳入につきましては、財産収入で東町県営住宅跡地を処分したことにより、その売却収入を60,020千円計上し、繰入金では、台風被害により公共施設に大きな被害を受けたため、その財源として公共施設建設基金を取り崩しております。また市債で、臨時財政対策債の確定に伴い42,900千円を増額するほか、事業費の追加・変更に伴い分担金・負担金、国県支出金等を増減調整いたしております。

歳出につきましては、総務関係で庁舎管理経費及び市民会館管理経費として900千円を増額するほか、情報システム一般管理経費を5,000千円減額するなど、事業費確定による増減調整を行っております。

民生関係では、入所者数や対象者数の変動などにより身体障害者補装具等給付事業に9,220千円、身体障害者施設支援事業に5,300千円、重度心身障害者医療費助成事業に13,000千円、保育所運営事業に70,000千円、知的障害者施設支援事業に40,348千円などを増額するとともに、平成15年度分の国県補助の精算に伴う在宅福祉事業費補助金返還金3,123千円などを追加計上いたしております。

衛生関係では、老人保健特別会計への繰出金を診療費や高額医療費などの増加により13,930千円増額いたしております。

農林関係では、圃場整備事業推進費に3,197千円増額するほか、事業費の追加・変更に伴

い 5,439千円を減額いたしております。

土木関係では、市道改良事業などの事業費決定に伴う増減調整のほか、急傾斜地崩壊防止事業の追加に伴い県工事負担金 680千円を増額いたしております。

教育関係では、中学校生徒奨励対策事業で、中体連参加補助に 2,112千円、台風18号の強風による被害で、古枝公民館及び能古見ふれあい学習館の屋根改修事業に32,000千円、国道444号拡張工事に伴う永吉良遺跡発掘調査事業に11,935千円追加いたしております。

このほか、2件の指定寄附がなされたことに伴い都市公園費に蟻尾山公園植栽事業と保健体育費にスポーツ振興事業交付金を追加計上いたしております。

次に、議案第63号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,017千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,172,166千円といたすものでございます。

それでは、その概要について申し上げます。

歳入につきましては、公共下水道事業債で、国庫補助金から特別分の地方債への変更に伴い59,980千円増額し、国庫補助金66,000千円及び、繰越工事等に伴う下水道受益者負担金1,997千円をそれぞれ減額いたしております。

歳出につきましては、建設事業費で、委託料の確定等により予算の組み替えをいたしております。

次に、議案第64号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、所要額見込み及び額の確定による増額でありまして、歳入歳出予算の総額に 279,329千円を追加し、総額を 3,376,090千円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、被保険者の療養諸費及び高額療養費に充てる保険給付費を所要額見込みにより 256,198千円増額し、介護納付金及び保健施設費につきましては額の確定により、23,131千円増額するものでございます。

その財源につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金の増を見込んでおりますが、歳入不足が見込まれますので、基金から97,119千円繰り入れることといたしております。

次に、議案第65号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、老人医療費の増額に伴い、歳入歳出予算の総額に 116,755千円を追加し、総額を 3,941,899千円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、被保険者の医療給付費及び高額医療費として支払う医療諸費116,755千円を増額するものでございます。

その財源につきましては、老人保健制度による老人医療費の費用負担割合に応じ、支払基

金交付金及び国県支出金、一般会計繰入金を充当いたしております。

次に、議案第66号 平成16年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、水道企業職員の人事異動に伴う人件費の減額補正でございまして、収益的支出の営業費用で6,459千円減額し、資本的支出の建設改良費を5,756千円減額いたすものでございます。

次に、議案第67号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、議案第68号 佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、議案第69号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少、議案第70号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について一括して申し上げます。

これは、市町村合併に伴い、各組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合規約の変更を行う必要性が生じたものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして御説明いたしましたが、詳細につきましては、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

日程第4 提出議案撤回の承認について

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 提出議案撤回の承認についての審議に入ります。

（議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について、議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定数に関する協議について、議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について）であります。

市長の撤回理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

6月議会で提案をしておりました議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について外議案第42号から議案第46号までの合併関連議案を撤回したいので、以下その理由を述べます。

このことにつきましては、演告の中でも私の考えや経過を申し述べましたので、要旨だけとさせていただきます。

太良町長は法定合併協議会の中で、住民投票の結果がどうであろうとも議会に合併関連議

案を提案すると鹿島市にも町内にも言われておりました。しかし、僅差で合併反対となった住民投票の結果、これを尊重するとして、合併関連議案は6月議会でも9月議会でも提案されませんでした。このように、太良町における合併関連議案提案の動きが膠着状態でありますので、この際、合併関連議案を撤回して提案前の状況に戻し、太良町も含めた新たな状況の変化に全力で対応し、あくまでも合併を目指す所存でございます。

以上のような理由で、議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について外議案第42号から議案第46号までの合併関連議案については、今回撤回をお願いするものでございます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

1点だけ質疑をいたします。

この撤回を提案されるタイミングの問題です。ちょっと日付は定かではございませんが、撤回の意思決定をされたのはかなり早かったと思いますが、これをこの定例議会まで待たれたという理由はどこにあるのか。議案というのはやっぱり今日まで生きておったと思うんですね。しかし、施行停止状態というのはなお続いておるわけです。ということであれば、事実上ちょっと死に体になった議案をこれだけ間を置いてこの定例会まで待たれた理由が私にははっきりしないわけなんです、その辺の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、太良町との関係ですが、これは撤回をしても関係は以前のとおりあるわけです。一方、塩田町の動きですが、塩田町の方も町長さんの方が入院とかなんとかありましたので、これは12月で適当だろうという判断をいたしました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

恐らく1カ月程度の期間があったんじゃないかと思うんですが、もちろん太良町との関係は合併協議会は存続をしておるわけですので、従来どおり生きておるとは思いますけど、議案として撤回の意思判断をされた、そして約1カ月程度の空白、要するに議案としては生かした状態というのが続いておったわけです。私はその際、全協の場合何かの折に議長に督促を求めたんですが、臨時議会を開いてでも、要するに議案というものを慎重に、しかも重く受けとめておられるということであれば、事実上死に体となった議案であれば、やっぱり直ちに議会に臨時議会の召集を要求されて、処理をされるべきだったと、そういうふうにとら

えておったわけなんです。そういった点で今お尋ねをしたわけなんです、今の御答弁以上のものは出ないかもわかりませんが、その扱いについては、私は若干不満を持ちますが、何かコメントでもあればいただきたい。ないですか。なければいいです。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。（「いや、先ほど言ったとおりです」と呼ぶ者あり）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

お尋ねしたいと思いますのは、ちょっと私もまだよくわかりません。具体的には一般質問でも出してありますけれども、一応これをおろされるわけですけどね、先ほどのお話でもそうですし、実際問題としてこの前の総務委員協議会のときも言われましたが、太良町とのつながりはまだ切れていないというわけですが、具体的にこれに関する問題については今後どう取り扱っていかれるのか。太良町と切れていない、しかし、ここでは枠組みを模索すること——新しい枠組みをせんといかんということで取り組まれてきた。それは、現にこれまでの説明の中でもこの議案をおろすんだといった時点で、太良町、嬉野町に働きかけられたわけですけどね。この辺の具体的な取り扱いの仕方をどうなさっていくのか、まだよくわからないんですよね。私には理解できないんですけど。だから、この前も全協でも出ましたかね。太良町と鹿島、また、この前おっしゃったように1市3町並行して市長としては考えて取り組んでいかれるのかどうか、おかしな話ですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、現状で法定合併協議会は鹿島市と太良町の間で存在をしております。一方、塩田町と嬉野町の2町の間で存在をしております。これは両方とも同格であります。同格のままで、どうでしょうか一緒にやりませんかという話を持ちかけるのは私はやぶさかでないし、全国にも複数の法定合併協議会に入っておられるという事例もありますし、現実的にはこれが1市3町でうまいところいくとなれば、その話し合いの可能性が出てきて、そうやろうという段階で両方の合併協議会を解体して一緒になればいいことです。そういうことを想定しております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は取り扱いの方法についてがよくわからないんですがね。例えば、太良町と鹿島市の法定合併会がそのままあるというのは、もしかしたらまだ見込みがあるという、そういう形で残されていくのか。それなら、例えば、どうせきょうの全協では見込みがないからというよ

うな言葉でしたかね、そういう説明がありました、そういうことであれば、太良町と鹿島市との法定合併協議会についてはちゃんとした決着をつけるということが私は本筋じゃないかと思えます。そして、どうでもということ、例えば1市3町を進めていく、そういうことになれば、新たにきれいな状況の中で取り組むのが私は本筋じゃないかなという気がしますが、その辺はどうなんですかね。何か未練がましいような気もしますがね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほども言いましたように、塩田町と嬉野町の合併協議会も存在しております。鹿島と太良町の合併協議会も存在しております。これが一緒になろうということになれば、同時期に両方開催して、一つの合併協議会をつくれればいいこととあります。太良町と鹿島市の合併協議会が存在しておるといのは、まだ合併の可能性があるとということですよ。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

どうも全協の説明を聞いたり、いろんな中での話を聞く中と今の御説明の中では、どうしても私は納得いきません。太良町と鹿島市との合併がまだあるというような、そういうお気持ちを持っていらっしゃる。そうならそれで、徹底して1市3町に呼びかけるんじゃないかと、それでやっていってしかりだと思えますが。わかりました。詳しいことについては一般質問で出しておりますので、具体的な問題については後ほどまたお尋ねをするということで、一応終わりたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

お諮りいたします。提出議案撤回の承認について（議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について、議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置され

る市の議会の議員の定数に関する協議について、議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について)は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号の撤回については、これを承認することに決しました。

次に、中西裕司君外20名から意見書第9号 JR長崎本線の存続を求める意見書（案）が提出されました。

お諮りいたします。意見書第9号は、会議規則第36条第2項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第9号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 意見書第9号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第5. 意見書第9号 JR長崎本線の存続を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

意見書第9号

JR長崎本線の存続を求める意見書（案）

九州新幹線長崎ルート建設に伴いJR長崎本線肥前山口―諫早間が並行在来線としてJRの経営から分離されることに対し、鹿島市議会は平成4年9月22日「JR長崎本線経営存続に関する意見書」及び平成8年12月20日「JR長崎本線の経営分離に反対する決議」の採択など、幾度となくJR長崎本線の現状のままの存続を強く求めてきたところである。

そして、本年3月から佐賀県とJR長崎本線存続期成会の間で8年ぶりに協議が再開され、

- ①これまでのことは白紙に戻してゼロから協議を始める。
- ②県と同期成会はお互い信頼関係の下、真摯に協議していく。
- ③期限を設けず双方が納得するまで協議していく。

ということを確認しながら今日まで公式・非公式に議論が続けられてきた。

鹿島市議会としてもJR長崎本線存続の立場から協議の推移を注視してきたところであるが、最近の国及びJRの動向として、新幹線ありきの考え方が顕わになっていることには不信感を抱かざるを得ない。

また、JR九州から出された最終案は、企業論理に基づく内容であり到底沿線地方公共団体としては受け入れられないものになっている。

費用対効果についても全体的な数値しか示されず、県民が最も知りたい佐賀県内に及ぼす効果は何も分からない内容であり、これでは我々が望んでいる広く県内で議論することさえもできない状態である。

新幹線の整備は、安定的な財源見通しの確保、投資効果、収支採算性、JR同意及び並行在来線の経営分離について沿線地方公共団体の同意という、これら政府・与党申合わせの基本条件すべてがクリアされないと進めるべきではない。

国及び地方公共団体においては非常に厳しい財政状況の下、懸命に行財政改革に取り組んでいるところであり、これら十分な議論と時間がないまま強行されるようであれば、新幹線建設そのものに反対せざるを得ない。

我々は、西九州の一員として共に発展する権利を有し、「JR長崎本線のJR九州経営による現状のままでの存続」を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月3日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様

国土交通大臣 北 側 一 雄 様

佐賀県 知事 古 川 康 様

以上、意見書案を提出する。

平成16年12月3日

提 出 者

鹿島市議会議員 中 西 裕 司 鹿島市議会議員 徳 村 博 紀

鹿島市議会議員 伊 東 茂 鹿島市議会議員 福 井 正

鹿島市議会議員 水 頭 喜 弘 鹿島市議会議員 橋 爪 敏

鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝 鹿島市議会議員 中 村 雄一郎

鹿島市議会議員 橋 川 宏 彰 鹿島市議会議員 森 田 峰 敏

鹿島市議会議員 北 原 慎 也 鹿島市議会議員 寺 山 富 子

鹿島市議会議員 岩 吉 康 彦 鹿島市議会議員 井 手 常 道

鹿島市議会議員 青 木 幸 平 鹿島市議会議員 中 村 清

鹿島市議会議員 谷 口 良 隆 鹿島市議会議員 中 島 邦 保

鹿島市議会議員 吉田正明 鹿島市議会議員 谷川清太
鹿島市議会議員 松尾征子
鹿島市議会議長 小池幸照様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は提出者ですけど、あえてここで討論をさせていただきたいと思います。と申しますのは、長崎本線の存続を確実なものにするためには、新幹線の建設をやめさせなくてはこれがないということがはっきりしているわけですね。長崎新幹線の実現と同時に長崎本線を切り離すということは、計画の上で立てられておりますし、その変更はできないということも国土交通省としても言っています。これは当然のことです。そういう中で、今いろんなことが起きているわけですが、特に長崎本線の存続というのは、この長崎本線沿線の住民の足を守る、町を守っていく最も大事なものであると私は考えております。

そういう中で、いよいよ最終段階まで来たということになるわけですが、きょうの県知事の答弁でも地元の意向を酌むと言いながら、推進をする立場でこれからもやっていくという考えは変わっていないと思います。ここまで来たわけですから、いろんな問題はありますが、私たちはやはり長崎新幹線の建設反対を前面に押し出しながら存続を求めていくということをしないう限り、いろんな目先の条件は持ってこられますが、最終的には私たちのこの足がなくなっていく。本当にこれからの鹿島のまちがどうなっていくか、沿線の町がどうなっていくかということはどう目に見えた状況になっていると思います。

その一番よい例が鹿児島新幹線と肥薩おれんじ鉄道の問題であります。もう詳しくは言いませんが、そういう状況の中で、私たちは交通体系特別委員会の中では案としては新幹線建設反対、そして長崎本線存続を求める意見書ということで案をつくったわけですが、いろんな意見が出される中、特に沿線の自治体の一つにまとまって意見書を出そうというようなことになり、ほかの自治体で反対を入れないという自治体もあって、同じようにまとまった方がいいという皆さんの意向でしたので、私もそれに賛成をしてきたわけですが、あくまで基本は長崎本線を守るためには新幹線を持ってこない、建設をさせないということが一番の決め手になるわけですから、私は今後は市長ももちろんそうですが、議会としても

それを前面にしながら取り組んでいくことを望みながら、一応討論をさせていただきます。

(「賛成か反対かわからんばい」と呼ぶ者あり)

賛成か反対かわからんという意見が出ていますが、私はこの意見書は賛成です。ただ、本当にこれをより現実的なものにするために、やはり建設反対を冒頭につけるべきだという私の気持ちがあるということを皆さんに申し述べるために討論に立たせていただきました。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。

意見書第9号 JR長崎本線の存続を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、12月4日から12月6日までの3日間は休会とし、次の会議は12月7日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時52分 散会